

公益財団法人日本ソフトボール協会 会議体運営規程

第1条（Web会議又はテレビ会議システムの利用）

この法人において、全ての会議体については、その各構成員の音声と画像が即時にほかの構成員に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできるWeb会議又はテレビ会議システムを利用して開催することができる。

第2条（決議について特別の利害関係を有することの届出・申出）

この法人において、会議体において決議を行う場合、当該決議事項について特別の利害関係を有する者は、あらかじめ事務局経由でこの法人に届け出なければならない。ただし、当該決議事項についてあらかじめの通知がなかった場合は、決議事項の審議前に、申し出ることである。

第3条（電磁的方法、電磁的記録）

この法人において、電磁的方法とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「法人法施行規則」という。）第92条にいう電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）とする。また、電磁的記録とは、法人法施行規則第89条にいう電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）とする。

第4条（電磁的記録による議事録への署名）

この法人において、会議体の議事録の正本が電磁的記録をもってのみ作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、記名押印に代わる措置として、法人法施行規則第90条第2項の電子署名（以下「電子署名」という。）がなされるものとする。

第5条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会の決議による。